

令和4年5月10日

(公社) 日本パワーリフティング協会
役員、審判員、補助員 各位

(公社) 日本パワーリフティング協会
会 長 古 城 資 久
(公印省略)

役員、審判員、補助員等の支払いにおける源泉徴収税の取り扱い変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は弊協会の事業にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、公益社団法人日本パワーリフティング協会と所轄の相生税務署との協議の結果、役員、審判員、補助員等への支払いにおける所得税の源泉徴収の取扱いを源泉徴収の対象外に変更することになりました。

つきまして、下記のと通りの取り扱いをいたしますのでご通知申し上げます。

記

■源泉徴収対象外の報酬等

競技会等における審判、補助員、役員等の活動に対する諸謝金

※所得税法204条に該当する業務については従来通り課税することとします。

■適用

令和4年4月1日活動分より